

## 福島県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

### (要件)

第1条 認証要綱第2条第2号に規定する業務、資格等は次のとおりとする。

- (1)「所属」とは、評価機関との間で常勤・非常勤を問わず雇用関係にあること、又は委託等の契約により評価業務を実施できることをいう。
- (2)「組織運営管理業務」とは法人の代表者や施設長等の管理職が担う業務で、10名以上の職員を有する組織を管理・統括する業務をいう。
- (3)アのうち「これと同等の能力を有していると県が認める者」とは、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、経営に関する専門知識を有し、当該業務を3年以上経験している者とする。
- (4)「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
  - ア 福祉分野 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士
  - イ 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
  - ウ 保健分野 保健師、管理栄養士
  - エ アからウまでの資格以外で、県が同等と認める資格を有する者
- (5)「学識経験者」とは、次のとおりとする。
  - ア 大学、専門学校、高校等で福祉、医療及び保健分野に関する教育、研究を行う者
  - イ 福祉、医療、保健分野の行政に従事した経験を有する者
- (6)イのうち「これと同等の能力を有していると県が認める者」とは、社会福祉協議会その他福祉団体の常勤職員として5年以上福祉サービスに関する業務経験を有し、かつ業務を通じて福祉サービスの現場に精通している者をいう。

### (福祉サービス)

第2条 認証要綱第2条第4号に規定する「福祉サービス」とは、次の各号のものをいう。

- (1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業(同法第2条第2項第7号に規定する生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業(生活福祉資金貸付事業)、同法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同条第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業を除く。)
- (2)介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス

### (会員等)

第3条 認証要綱第6条第1号に規定する「会員等」とは、社団法人でいう社員、株式会社でいう株主等の構成員及び会費を納入し当該評価機関の事業に参加、協力、又は財政援助等を行う会員等をいう。

(評価機関の役員が関係する事業所)

第4条 認証要綱第6条第1号に規定する「評価機関の役員が関係するサービス事業所」とは、次の各号に掲げる法人が経営又は運営する施設等をいう。この場合において、「所属」とは、当該法人の役員等であること又は雇用関係にあることとし、常勤・非常勤を問わない。

- (1) 評価機関の役員が「所属」している又は直近3年以内に「所属」していた法人
- (2) 評価機関の役員の4親等内親族が「所属」している法人
- (3) 評価機関の役員又は評価機関の役員の4親等内親族が、業務及び会計について関与している法人
- (4) 評価機関の役員又は評価機関の役員の4親等内親族が利用している施設等を経営する法人

(評価調査者が関係する事業所)

第5条 認証要綱第6条第2号に規定する「評価調査者が関係するサービス事業所」とは、次の各号に掲げる法人が経営又は運営する施設等をいう。この場合において、「所属」とは、当該法人の役員等であること又は雇用関係にあることとし、常勤・非常勤を問わない。

- (1) 評価調査者が「所属」している又は直近3年以内に「所属」していた法人
- (2) 評価調査者の4親等内親族が「所属」している法人
- (3) 評価調査者又は評価調査者の4親等内親族が、業務及び会計について関与している法人
- (4) 評価調査者又は評価調査者の4親等内親族が利用している施設等を経営する法人

(認証の取消)

第6条 認証要綱第8条第3号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 評価した事業者から評価に要する料金とは別に金品を受け取る行為
- (2) 守秘義務に反する行為
- (3) サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為
- (4) 法令に違反する行為
- (5) その他社会通念上不正と認められる行為

附 則

この実施要領は平成18年4月12日から施行する。